

## 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案要綱

### 1 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正

特別児童扶養手当及び障害児福祉手当に係る所得による支給の制限を撤廃する。

(第六条から第十条まで及び第二十条から第二十三条まで関係)

### 2 施行期日

この法律は、令和八年八月一日から施行する。ただし、4及び5は、公布の日から施行する。

(附則第一条関係)

### 3 経過措置

(1) この法律による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定は、令和八年八月以降の月分の特別児童扶養手当及び障害児福祉手当の支給について適用し、同年七月以前の月分の特別児童扶養手当及び障害児福祉手当の支給については、なお従前の例による。

(附則第二条第一項関係)

(2) 施行日から令和九年一月三十一日までの間に特別児童扶養手当又は障害児福祉手当の支給に係る認定の請求をした者（施行日において支給要件に該当する者に限る。）についての特別児童扶養手当又は障害児福祉手当の支給は、その請求をした日にかかわらず、令和八年八月分からとする。

(附則第二条第二項及び第三項関係)

### 4 法制上の措置

政府は、障害のあるこどもの養育に係る経済的な負担に鑑み、この法律の趣旨を踏まえ、次に掲げる給付その他法令の規定に基づいて行われる障害のあるこどもに係る給付について、低所得者世帯に対して加算をする場合を除き、こどもの家庭の所得の状況によって支給額に差異が生ずることのないようにするために必要な法制上の措置を講ずるものとする。

① 児童福祉法に規定する放課後等デイサービスに係る同法に規定する障害児通所給付費等

② 特別支援学校への就学奨励に関する法律の規定により支給する経費

(附則第五条関係)

### 5 検討

政府は、この法律の公布後速やかに、障害のあるこどもの養育に係る経済的な負担の軽減を図るための地方公共団体の取組の状況について調査を行い、その結果を踏まえ、その負担の一層の軽減を図るための措置について検討を加え、その結果に基づいて必

要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(附則第六条関係)

6 その他所要の規定の整備を行う。